

# 青森県報

第百五号

令和二年  
一月十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) …… 一
- 都市計画の変更……………(都 市 計 画 課) …… 二
- 右 同……………( 同 ) …… 二
- 右 同……………( 同 ) …… 二
- 右 同……………( 同 ) …… 二
- 都市計画事業計画の変更認可……………( 同 ) …… 三

### 公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情 シ ス テ ム 報) …… 三
- 除雪車両の購入に係る一般競争入札……………(会 計 管 理 課) …… 四
- 公安委員会……………(交 通 指 導 課) …… 五
- 駐車監視員資格者講習の実施……………(交 通 指 導 課) …… 五

## 告 示

### 青森県告示第八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日
雄有限会社大	十和田市大字大沢田字大内四の二	訪問介護	ケアステーション プラス 十和田市東三番町三五の三三善好ビル五号室	令和二年一月十日
株式会社ほりこし運転代行社	弘前市大字城東北三丁目六の一	訪問介護	訪問介護センター 令和ほりこし 弘前市大字城東北三丁目六の一	令和二年一月十日
社会福祉法人新生活会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一	短期生活介護	森の郷短期生活介護事業所 上北郡東北町大字大浦字井尻二九八の二二	令和二年一月十日

### 青森県告示第九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
社会福祉法人新生活会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一	介護予防生活介護	森の郷短期生活介護事業所 上北郡東北町大字大浦字井尻二九八の二二	令和二年一月十日

青森県告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、つがる都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びつがる市建設部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鱈ヶ沢都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び鱈ヶ沢町建設課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三沢都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び三沢市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六戸都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び六戸町企画財政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市

計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、むつ市都市整備部都市計画課及び横浜町企画財政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を令和元年十二月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・六・六号 青森駅西口線及び八・七・二号 青森駅自由通路）

三 事業施行期間

平成二十九年四月十四日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成二十九年四月十四日青森県告示第三百三十五号の事業地のうち青森県青森市柳川一丁目地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

平成二十九年四月十四日青森県告示第三百三十五号の事業地である青森県青森市柳川一丁目地内において事業地を変更する。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

全庁LANネットワーク及び通信機器更新等業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和元年十二月五日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額

三千四百十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

## 八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

## 除雪車両の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）に係る一連の調達とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

(一) 除雪ドーザ（十四トン級） 一台

(二) 除雪ドーザ（十八トン級） 一台

2 調達物品に要求する性能等は、それぞれの入札説明書による。

3 右に掲げる(一)及び(二)の調達物品ごとにそれぞれの入札とする。

4 調達物品のうち(一)に掲げるものにあつては、県所有の物品との交換契約による。

## 二 納入期限

一の1の調達物品のうち、(一)については、令和二年十二月二十五日

一の1の調達物品のうち、(二)については、令和三年二月二十六日

## 三 納入場所

調達物品それぞれの入札説明書による。

## 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争

入札参加資格）のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、それぞれの入札案件ごとに、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

## 2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和二年一月三十一日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

## 3 提出場所

青森市長島一丁目の一  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 ○一七―七三―四一〇四

## 4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇四

七 入札札の日時及び場所

1 日時

令和二年二月二十一日(時間は、調達物品それぞれの入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月)

青森県規則第十号)第五百九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満た

されていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制

限の範囲内で、最低の価格(交換にあつては、交換差金に係る最低の価格)をもつ

て有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)

を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当す

る額を加算した金額(当該金額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当す

る金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効と

する。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

① One (1) Tractor With Snow Plow

(Operating Weight: 14 Tons-Class)

(exchange purchase)

② One (1) Tractor With Snow Plow

(Operating Weight: 18 Tons-Class)

(purchase)

2 Time limit for tender:

21 February, 2020

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

## 公安委員会

青森県公安委員会告示第二号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定

する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年

国家公安委員会規則第二十三号)第六条の規定により公示する。

令和二年一月十日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

一 講習等の期日

1 講習

令和二年二月十三日及び同月十四日午前八時五十分から午後五時三十分まで

(受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時四十五分まで)

2 修了考査

令和二年二月二十一日午前九時から午前十時まで

(受付時間 午前八時三十分から午前八時四十五分まで)

二 講習等の場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部六階会議室D

三 受講定員

十名程度

四 受講申込方法等

1 申込期間

令和二年一月二十七日から同月三十一日まで

(受付時間 午前九時から午後四時まで)

2 申込場所(問い合わせ先)

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係

電話〇一七―七二三―四二一一 内線五一三二

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の2の申込場所に直接持参して申し込むこと。

なお、申込書は、交通指導課で受領するか、又は青森県警察ホームページからダウンロードして使用すること。

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書

(二) 講習手数料二万円(青森県収入証紙で納付すること。)

4 その他

申込時、講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証

明書類を提示すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円七十三銭